

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成27年11月5日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 女性 68歳 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 女性 62歳 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男性 67歳 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男性 49歳 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 女性 50歳 (以下「5番」と略記)

司会者 北 村 和 (部総括裁判官)

裁判官 佐 藤 弘 規

検察官 西連寺 義 和

弁護士 倉 部 奈 々

司会者

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。水戸地裁にはA合議体とB合議体の二つの裁判体がありますが、私はA合議体の裁判長しています北村と申します。本日私が司会をさせていただきますので、よろしく願いいたします。本日は、あらかじめ御案内していますとおり、一応午後4時までの2時間枠で予定しておりますが、最初の1時間半程で皆様方の御意見を聞いた後に、残り30分程でマスコミの方からの質問を受けていただくことを考えております。今日の意見交換会では、裁判員裁判で皆さんが経験された審理が、皆さんにとって分かりやすいものになっていたのかという点、さらにもっと分かりやすいものにするにはどういうところを改善していった方がいいのかという点を中心に、実際に参加して感じられたことを皆様方に率直にお話しただければと思っております。この会の趣旨、なぜこのような会をやっているのかということ、説明させていただきます。裁判員裁判が始まってからもう既に6年が経ちました。県民の皆様

の御協力のお陰で、おおむね順調に運営されていると私たちとしては受け取っていますが、今後もこの制度を長続きさせるためには、常に見直しをして、よりよいものに変えていかなければいけないだろうと考えております。そのためには、実際に裁判員を経験された方々から率直な御感想、あるいはここをこう変えた方がいいという御意見をお伺いして、今後の運用改善に努めていきたいと思っております。あ  
と一つは、まだ県民の皆様方には裁判員になっていない方がたくさんいらっしゃいますので、一体どういう制度なのかということ、果たして自分が選ばれたときにや  
っていただけるかどうかというような心配をされている方も結構多いかと思えます。  
そういった方々に皆様方の生の声をお伝えしてもらって、これから裁判員に参加さ  
れる方の御不安や御負担を少しでも少なくすることにこの会が役に立つのではない  
かと考えてやっておりますので、そういった趣旨で開催していると御理解いただけ  
ればと思います。では、まず裁判員経験者の方から簡単に一言ずつで結構ですので、  
実際やってみた感想、まずは口を滑らかにする趣旨で、お一人ずつマイクを回させ  
ていただき、次に今日来ていらっしゃいます検察官と弁護士、B合議体の佐藤裁判  
長の順で自己紹介をしていただこうと思います。事件ごとの特色がありますので、  
まず何番さんの事件はこういう事件でしたというのを私の方で簡単に説明した上で、  
順次、回していきたいと思えます。なお、皆様方のプライバシーをお守りする趣旨  
で、1番さん、2番さん、3番さんという形で番号でお呼びさせていただきます。  
なるべく率直な意見を言っていただきたいんですけども、評議の秘密を守ってくだ  
さいという話は裁判のときに差し上げたと思うんですけども、今回もなるべく本音  
では言ってもらいたいですし、率直な御意見をいただければと思っております。で  
は、1番さん、2番さんからいきますが、1番さん、2番さん、お二人の事件は共  
通しております。どういう事件だったかという、共犯者二人ともに被害者とされ  
る方の家に入って、その被害者は御夫婦だったようですけども、この御夫婦二人に  
暴行や脅迫を加えて現金を奪い、それぞれ全治4週間のけがを負わせたという強盗  
致傷などの事件です。お二人に参加していただきました。ではまず、1番さんから

お願いいたします。

## 1 番

率直な感想を申し上げます。今回参加させていただきまして、まず感じましたことは、日本の裁判員制度が量刑まで決めるというところに非常に責任の重さを感じました。そして、この裁判員裁判に参加したことによって、以前よりもやはり熱心に新聞、報道などに対して、特に裁判員裁判の結果、それからどういう経過をたどったのか、自分が経験した事とともに裁判員の方に思いをめぐらすなど、そのようなことをやっぱり非常に細かく感じるようになりました。そして、いわゆる裁判所って私ども一般の者にとって非常に近寄りがたいんです。非常に遠くて、全然関係のないところという感じでありましたが、今回直接私ども来まして、そして、そんなところではないんだと、特に私どもを担当してくださいました佐藤裁判長が非常に優しく、フレンドリーで、非常にリードがお上手だったので、私どもは大変やりやすいというような印象を受けました。それが感想でございます。

## 司会者

ありがとうございました。では、2番さん、お願いいたします。

## 2 番

私も同じ事件で参加いたしました。そのときに、事件というものをあまり自分たちの身近では感じなかったんですけれども、それを皆さん集まっていろんな話をしたときに、ああ、普通の人なのにこのようなことをしてしまうんだとか、そういう普通な形だと思っただけけれども、そうやってやってきた人たちがそれぞれに自分の罪を隠すので、それを探っていくことがすごく大変だったんだなと思いながら、判決までの時間をみんなですごく悩みながら、考えてきたんだなと思いました。その結果、一人一人の意見もしっかりしていましたし、参加した方々がそれぞれに考え方もしっかりしているなというところで、話し合った結果、自信を持って刑を出すというのもできましたので、その辺が、一人でなくて、皆さんのお話を聞きながら、考えながらというので、よかったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。3番さんの事件なんですけども、この事件は私が担当したA合議の事件でした。どんな事件だったかというところ、被告人は一人なんですけども、複数の事件をやっているという事件でした。被害者方の駐車場に止められていた自動車の中から金品、お金を盗もうとしたところ、その被害者に発見され、捕まえられるのを免れる、捕まりたくないということで被害者の方の顔面を拳で数回殴るなどの暴行を加えて、全治2週間のけがを負わせ、罪名としては強盗致傷事件というのが一つあって、それに加えて他の泥棒、盗んだものもバリエーションがあって、下着盗1件、カーナビを盗んだ車上荒らし2件、カーナビの配線部品ですか、その万引き1件という窃盗が4件あって、それに強盗致傷が加わっているという事件でした。3番さん、いかがでしょうか。

3番

1番の方が先程お話ししましたように、裁判所には非常に近づきがたい、そういうイメージって持っていたんですけども、自分が選ばれたということで、果たして刑を決めるとか、そういうことって私にできるのだろうかと非常に考えながら電車に乗って来ました。ですけども、そのときの裁判官の方は非常に親切にいろいろ御指導というか、教えていただいて、4日間ですけど、それなりによかったと思っております。ただ、年齢的なものか分かりませんが、被告人を目の前で見まして、何か体の調子が悪いということで、ちょっと歩けない、そういうものをどうしても見てしまいますと、やはり裁判員あるいは裁判官の一致した考えに至るまで、いろいろお話を伺って、やはり情状というんですか、そういうものは全然私なんかの考えと違うんだな、そういうように思いました。その後に、それから、家へ帰って、それから、大体1年ぐらい経つんですけども、今現在いろいろなニュース、テレビ、新聞を見て、年齢的には結構生きてきたつもりですけども、もっと正しく生きる、あるいは困っている人がいたらなるべく手助けというのですか、そういうことができるような人間になりたいなど、こういうように前より思うようになり

ました。

司会者

ありがとうございます。では、次は4番さんの事件に入りますけども、4番さんの事件は、たまたまなんですけども、1番さん、2番さんの事件と共犯者ですか、事件が一つだけ重なっています。4番さんが担当された事件は、事件自体は三つありましたが、いずれも被害者の家に侵入して、暴行、脅迫を加えて、現金を奪うと、いわゆる押し込みというか、家に入って強盗して、そのうち2件については被害者の方にけがもさせてしまったということで、強盗致傷などの事件となっております。事件としては自白事件です。事件自体はやったことは認めているけれども、量刑が中心となったという事件でした。感想はいかがでしょう。

4番

私もやっぱり周りに裁判員に選ばれた方が誰もいないので、まさか自分にとっ  
ていたときに、自分のところに通知が来ちゃいまして、来た以上はきちんとこな  
そうという気持ちで、職場の方も裁判員制度に対するいろんな休暇なんかも設けて  
いる会社ですので、頑張っ  
てこいよみたいな形で出てきました。最初にこういう事件  
だという概要を見たときに、住居侵入、強盗致傷というのは、私らでいうとやっぱ  
りドラマとか、そんなのでしかあまり見たことなく、実際どういうものなのかと  
いうのが本当に、頭の中本当に真っ白で、一つ一つがやっぱり明らかになっていく  
うちに、本当の事なんだなというのがだんだん身にしみて感じるようになってしま  
した。やっぱり自分は、どちらかという  
と、そういうことをやるというイメージよ  
りは被害者のイメージが強いので、できればけがをされた方や物をとられた方の気  
持ちになって、そちらの方で見ていこうと自分で方向を決めて見ていたんですけれ  
ども、本当に初めてやるし、本当にかじ取りも何も分からない状態の中で、当時の  
佐藤さん始めとした3人の裁判官の方にかじ取りをしていただいて、非常に和やか  
な雰囲気  
で、とてもやっている内容は何か残酷な話であったり、すごく濃い話なん  
ですけれども、和やかな雰囲気の中で説明をしていただいて、かじ取りしていただ

いて、また一緒に参加した他の方々の話を聞いたときに、ああ、そういう考え方もあるんだというように自分の考えや見方を少しずつ変えて、決定することができたと思います。職場の方もやっぱり言っていたことで、結構周りの方が気を使ってくださって、ただちょっとやっぱりまだ裁判員というものに偏見、難しいものや自分に関係ないものというものがあるみたいなので、できればもうちょっと職場の方にそういうものを伝えられたらいいなというように思いました。と同時に、ちょっと話は違うんですけども、こういう事件があった、この内容を見ると、改めて自分自身が家にいるときにどういうことを気をつけるべきか、どうすればこういう目に遭わないで済むかということを学ぶ一つになったと思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、5番さんの事件ですが、これもA合議でやりました。皆様方の中では一番新しい方の事件だと思いますけども、事件内容はちょっと重くて、被害者はお父さんです。お父さんである被害者から長年家庭内暴力を受けてきた被告人、若い被告人だったんですけども、男性被告人、その被告人がお母さんと共謀して、寝ている被害者、お父さんに対して、お母さんが包丁で背中を刺す、被告人が手製の刃物なんですけども、それで頭や太ももを切りつけるということで、お父さんを亡くしてしまった、殺害したという殺人事件でした。今思い出しても大分重い事件であったなと記憶ありますけども、実際やられてみて、5番さん、いかがですか。

5番

裁判員裁判を自分がぜひやりたいという意識はなかったんですけども、もし選ばれたら、しっかりやりたいなとは思っていたんです。でも、地裁だけでなく、高裁も最高裁もあることだし、裁判員裁判である程度曖昧な結果が出てしまっても大丈夫だというような考えがあって甘かったなというのが感想で、この被告人の場合は特に若い方であって、同情する余地がかなりあったんです。それなもので、なるべく早く裁判を終わらせてあげて、一日も早く社会復帰してほしいなという気持ち

ちが強くなりまして、それで真剣に取り組めたと思っています。

司会者

実際評議の中で皆さんとはよく話せた感じですか。

5 番

発言できないということはなかったんですけども、どうしても内容が重いもの  
ですから、意見がそれぞれで、考え方もそれぞれですし、煮詰まってしまうことも  
多かったと思うんです。そのときに裁判官の方が休憩をすぐ入れてくださって、空  
気を変えてくださったので、その次にまた進んでいったなというのものもあるんですけ  
れども、すっきりとした答えは出ないまま、自分の中で消化不良を抱えたままいろ  
いろ判断していかなくてはならないというのがちょっと大変だったなと思いました。  
以上です。

司会者

ありがとうございます。一通り感想をお聞かせいただきましたので、引き続い  
て、検察官、弁護士、裁判官に自己紹介をお願いいたします。では、検察官からお  
願いいたします。

検察官

水戸地方検察庁の検事の西連寺と申します。私は、裁判員裁判の公判を主に担当  
しています。先ほど皆様のお話を伺いまして、やはり皆様がいろいろな思いをめぐ  
らして裁判に臨まれているんだと改めて感じました。検察官としても分かりやすい  
立証や皆さんが適切に判断をしていただくための立証をしっかりとしていかなけれ  
ばならないと感じています。今日はどうぞよろしくをお願いいたします。

弁護士

茨城県弁護士会の弁護士の倉部と申します。私は、日ごろ、裁判員裁判を対象と  
する事件というよりも、普通に裁判官に裁いていただく裁判というものを多く担当  
しております。ただ、私自身が人を裁くという経験はないものですから、皆様の御  
意見を今後の私自身の弁護活動にどう生かしていけるのかという点から、また弁護

士会に持ち帰って、より充実した審理ができるような御意見をいただければと思っておりますので、今日はどうぞ1日よろしく願いいたします。

裁判官

裁判官の佐藤です。本日はよろしく申し上げます。先ほどからも話が出ていますとおり、水戸地裁にはAとBの裁判体があって、そのBの方の裁判長を務めています。今回参加していただいた、もう話がちょっと出ていますが、1番さんと2番さんと4番さんと一緒に裁判をさせていただきました。その節はどうもありがとうございました。本当に今日は忌憚のない御意見を聞かせていただけるということで楽しみにしております。早速ちょっと褒めていただいて、恐縮しかりなんですけども、私や北村部長が横にいるからといって遠慮せずに、ぜひ辛口の方の意見もいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

この後は、個別的な内容として、一つは法廷での審理、法廷で検察官、弁護人がどういう立証したかというのを中心として、法廷での審理に対する意見、感想、次が評議、裁判官、裁判員の中で話し合った評議についての感想というのを伺いして、最後は裁判員裁判の負担、それぞれの仕事、勤務先や家庭のやりくり、苦労されたことあるかと思えますけど、それについてのお話をお聞かせ願えればと思います。

まずは、法廷での審理ですが、ポイントとしては、どういう点が印象に残っているかというのが一つ。分かりにくいと感じた点があれば、その点について言っていたきたいというのと、事件によってはこれは見たくなかった、なくてもよかったんじゃないかなという証拠が記憶に残っているのであれば、お話しいただければと思っております。まず、1番さんからいかがでしょうか。認めている事件ではなかったのか、複数人の証人が出てきたんですかね。結構難しい方の事件だったんじゃないかなと想像いたしますけど、率直な感想、他の方はどういう証拠が出たか分からないので、お話しいただければと思います。お願いいたします。

1 番

そうしますと、法廷での審理に関する感想、意見の 1, 2, 3 まとめてお話ししてもよろしいですか。

司会者

お願いいたします。

1 番

私が印象に残りましたことは、まず被告人や証人、そして検察官のお話、弁護士のお話というものを初めて目の当たりにしまして、やはりその点ではとっても迫力があるなというものが印象的でした。そして、被告人って、私どもにとって裁判所で裁かれる方ってすごい普通の者には極悪人みたいなイメージがあるんです。ところが、非常に何かきちっとした身なりの紳士的な方だったので、えっ、こんな普通の人が罪を犯すのって、何かそこら辺で非常に驚きがありました。私ども一般の人でも何かちょっとした間違いでこういうことに陥っていくのだなというものをその被告人を見ていて思いました。そして、何かこの方のバックグラウンドがちょっと知りたいなど。犯罪に至るといえるのはどういう経過、バックグラウンドがあってなるんだろうかと。普通に生活していますと、なかなかそちらには行きにくいと思うんですが、それがちょっとしたことでそのように行くんだということをやはりちょっと感じました。それから、被告人と証人のお二人の方のお話が本当にばらばらだったんです。それなんで、最初は、話し方や態度で、この証人の方が一番信用できるみたいな感じで聞いていたんですが、途中からその証人は弁護士の言葉で豹変してきました、また違うことを言い出す。そういうのを見ていて、3人さんの一致点を見つけるのが非常に難しくなりました。それで、こんなに違う意見を述べる方々からどうやって結論を導き出すのかなど。やはりこれは経験がないとなかなか難しいのではないかなというような感じを受けました。証拠は、いわゆる窃盗されたお宅の御主人の方の傷をちょこっと見せていただきました。ただ、非常に裁判所の方がお気を使っておられまして、ぱっと流して消えちゃう感じでしたので、私はもう

ちょっと見せてもいいんじゃないと思ったぐらいでございました。以上です。

司会者

ありがとうございました。2番さん、いかがでしょうか。

2番

私も同じ事件だったので、その裁判の流れの中で、正しく言っているんだろうと思うんですけども、時間、多分電話の時間のいろんなものを組み合わせて、そういうそをついてもここでは分かるよというような感じのところがいっぱいあったんですけども、でも証言してくれる人たちの中では、やっぱりはっきり、あつ、うそかなというような言葉も聞こえてきて、状況が整理されたはずなのに、一人一人の言葉の違いでまた自分の中をやり直さなきゃいけないというところがありまして、その中で結果を出すのに、皆さんの考え方を一つ一つ聞きながら整理していくというのがとても大変だったかなと思います。それでも話を聞くことで、実際の状況は分からないんですけども、その話を聞きながら、やっぱり想像しながら、でも想像では答えが出せないということで、証拠と合わせながらそれを導き出すというところまで考えをはっきりさせることでいかなくちはいけないんだというのを、裁判官や裁判長のお話を聞きながら、それを想像ではやらない、証拠をきちんと見ながらいかなくちゃいけないというのを感じていました。証拠というのもなかなか自分の中では、そのときは見るんですけども、家に帰ると忘れちゃっているし、帰ってきて、またこれを思い直してというのがあったので、その場にいるだけの時間でそれを考えて、結果を出さなくちゃいけないというところはやっぱりやり慣れない私たちにはちょっと大変だったのかなと思いつつながら、裁判は、でも終わりになったと思います。

司会者

被告人と共犯者とされる人が二人いて、3人の話でどれが信用できるかというところを、例えば証人の二人、話聞いて、被告人の話聞いたその段階で、あつ、この人が一番信用できるとか、そのように決められたのか、あるいはもう最後の検察

官の論告を聞くまではよく分かんなかったけど、論告を聞いたなら何となく柱がこの人だなと分かったのか、さらに評議のときにいろいろ説明してもらって、やっとみんなの気持ちが一致したという感じなのか、どういう感じでしたか。

2番

自分たちの中で個々にあるんですけれども、はっきりしたものはやっぱり見えていなかったと思います。それを裁判官の方々のお話を聞いたり、そういう形のものというんですか、それをやっぱり示してもらわないと、結果までは多分たどり着けなかったと思います。

司会者

理想としたら、審理が終わる論告、弁論のときにもう気持ちが固まるぐらいの審理をした方が本当はいいんでしょうけど、3人となるとかなり難しかったですか。

2番

ちょっと難しかったです。

司会者

ありがとうございました。では、3番さん、いかがでしょうか。3番さんの事件は、被告人は一人なんですけども、複数の事件がありましたので。

3番

印象に残った点ですけれども、被告人は車椅子で法廷に入ってこられて、生活するのもお父さんやお母さん、おじいさん、おばあさんに全部やってもらっていると、そういうのを見まして、それから検察官の方の質問、あるいは弁護士の質問に結構素直に、全て認める感じだったんで、印象に残ったというのは、どうしてこういう罪というか、そういうことをしたのかなというのは非常に感じました。私も仕事柄、その被告人がもともとはある程度そういう資格を持って仕事をやっていた。ですから、非常に興味を持ったんですけれども、何か奥さんが宗教に凝って、家庭が崩壊してしまっただと、そういうことでそのようになったんだろうということなんですけれども、ただそういう家庭というのは世の中にたくさんあると思うんですけれども、

だからそういうことをやっていいということではないんですけど、とにかく普通の人でした。ですから、そういう点はすごく持ちました。大体1年ぐらい経って、ずっとこのとこ忘れていたんですけども、こちらへ今日来ることになって、もう本当に鮮明にいろいろ、どういう質問したか、そういうものがすごく蘇っています。それから、分かりにくいということは、知らないことは結構あったんですけども、裁判長を始めとして、いろいろ分からないことを説明していただきまして、非常に分かりやすかったと思います。それから、見たくなかった証拠、先程言いましたように全て被告人が、はい、はいということで、証拠という証拠は、私のイメージだと、あまりたくさん出てこなかったかなというか。

司会者

証拠は、かなり絞られていましたですね。

3番

そうだったと思います。ですから、そういうのはありませんでした。全体的にやっぱり5番の方のお話、先ほど聞いていまして、私はすごく感じたんですけども、私の家族で介護の仕事している者がいるんですけども、それからちょっと話を聞いたんですけども、お父さんとお母さんが高齢なんで、何か介護に行くと、お父さんの体にあざがあるとか、そういう話をたまに聞いたことあるんです。息子さんが、正確には分からないんですけど、結構体の大きい人で、ちょっと普通の人じゃないような感じの人なんですけど、そういう話も聞いたことあるんで、自分の事件じゃないんですけど、やっぱりいろんなことを感じます。

司会者

家庭内の事件というのはやっぱりいつ自分がその立場になるかもしれないので、そういう事件は結構あれですよ。3番さんが担当された事件で、被害者と被告人がもみ合いになっていて、崖から何か落ちたのに、崖の写真や証拠が余り出てこなかったような記憶があったんですけど、何か思い出されますか。

3番

そうですね。何か私も質問したんですけど、崖から、駐車場で、崖ってものすごいのかなと思ったら、その途中、2メートルぐらい下にワンクッションがあって、実際にどどどって行くと、6、7メートルあるんで、どっちがけがするのかなと思ったら、そこでひっかかって、何かもつれているうちに、その当時犯人というか、被告人が逃げてしまったと、何かそんなのを覚えています。

司会者

普通駐車場の外が崖になっているって余り想像していなくて、文字として崖があって、崖から落ちたみたいな多分説明だったと思うんですけど、イメージとしてはすごい落差があるところで、いきなり落とされたみたいな雰囲気にも感じ取れたんですけど、その図面が出ていなくて、写真もなかったと思いますので、ちょっとイメージするのが難しかったなというのは思います。今は、なるべく争いが無い事件ですごく大量の証拠を皆さんに時間かけて見てもらうというよりは、争いが無いところは証拠をどんどん絞って、本当に必要な証拠だけでやろうということになっているので、量的には本当に、裁判官裁判のときには例えば10センチぐらいある記録が2冊、3冊あるような事件が、本当にもう2、3センチの量に絞られているので、裁判官裁判と裁判員裁判とでは証拠の量が全然違います。そういうのもあって、もしかしたら3番さんの事件は証拠を絞られ過ぎちゃったのかなというところもあったのかもしれないです。では、4番さん、いかがでしょうか。

4番

印象に残ったという意味では、本当に素人なんで、自分が今から関わるこの事件のことが本当に作り話ではなくて現実なんだということがやっぱり一番印象に残ったというか、一番強かったことです。通常、例えば、テレビや映画でそういう強盗に入るシーンに、例えば、事前にいろんな道具を準備し、下調べをして、さあ、みんなで金塊を盗むぞみたいな、そういうのは見たことあったんですけども、それはドラマの世界だけだと思っていたんですが、今回担当したその事件というのが本当にその前に下調べをして、大体みんなお金持ちの家で、少なくともみんな空き巣で

はなくて、本人が在宅のときに強盗に入っているということ、一つ一つがもうやっぱり驚きでした。仕方なくて人がいるときに入ったというのではなくて、あえてみたいな感じがあって、きちんとロープやガムテープを用意して行って、みんな縛り上げて、中には奥さんなんかは手足縛られて、猿ぐつわかませた上にお風呂に沈められたり、あとは手製の武器でけがをさせられたり、たまたま入ったとこにあった日本刀で刺されたりという、何か聞いていて、これが本当なんだと一つ一つが思うことばかりで、そこが一番怖かったというよりは、何かびっくりしたといえますか、ああ、自分は随分知らなかったなということが一番感じました。実際に被害に遭われた方たちが、皆さんどちらかというとな怒っていらっしゃる方、現実には裁判所に来られて証言された方も皆さん怒ってはいるんですけども、当の被告人が真面目で、きちんとした話し方のできる若い男の人だということもあったんですけども、それを見ながら、私としては許せる部分もあるし、許せるというか、更生を願うという意味もあるし、逆に若げの至りで全部通ることじゃないんだという怒りもあるしということで、そこを自分でどう配分するかというのは一番迷ったところです。ただ、本当に被害を受けた方たちが、逆に言うと、もういいから、お前ちょっと真面目にやれよみたいなことをおっしゃる方がやっぱり多くて、皆さん年配の方だったんですけども、そういう心の広い、そういう証言をいただいて、この事件の被告人の場合は、自分は更生を目指すという話になっていたんですけども、もう本当に一つ一つが、現実なんだ、これは現実なんだということがもう全て私の中の感想としてはそこです。分かりにくいということに関しては、やっぱりちょっと法律的なことになってくると、私ら素人で分からないことがあったんですが、そのときにやっぱり佐藤さん始め3人の裁判官の方が身近なことに例えていろいろ説明をしていただいたので、おこがましいんですけども、非常によく分かったと自分では思っております。見たくなかった証拠に関しては、刀で刺された傷跡ですとか、手製の武器で傷つけられた傷口ですとかというちょっと流血の写真があったりしたんですけども、私本人としては、やっぱり審理する以上で見なきゃいけないもの

だというように自分の中で認識しているので、見たくなかったとは思いませんでした。ただ、本当に流血の写真というのはやっぱり人それぞれ受け取り方が違うので、そこはちょっと難しいんじゃないかと思うんですけども、ただ私自身が殺人未遂事件の被害者になりまして、大変な大けがをして、一時はちょっと植物状態になるんじゃないかと言われたんですが、無事今ここに座っているんですけど、そのときに多分同じような証拠が示されたんだらうなということを考えると、やっぱり判断材料としては必要じゃないかと、そう思います。

司会者

4番さんの事件でちょっと難しかったんじゃないかなと思うところが、確定裁判という言葉覚えていらっしゃるでしょうか。既に1回同じ時期にやった事件で刑務所に入っていると。そういうのを経てきて、今回残っていた事件なのかどうか分からないんですけど、それについて裁判を受けるということで、前に服役していることをどう考えるかという説明が裁判官からは最終的にあったと思うんですけども、審理をしているときに、そういうことも考えながら刑を決めなきゃいけない。あるいは検察官から説明があったりすることは何か覚えていらっしゃるでしょうか。

4番

私らが見た以前に、既にこの方は6年の刑を受けて、今服役中だという話だったんですけど、そこの判断が一番難しかったです。説明を受けて、ああ、そうなのかと思ったんですけど、それを自分の考えに反映するというのがやっぱり最初なかなか難しく、そのときは他の参加された裁判員の皆さんのそれぞれの意見を聞いて、あっ、そういう考え方にしていけばいいんだなという道筋は見つけることができたと思います。

司会者

何か非常にイレギュラーなんですけど、難しい話で、弁護士も1回何か弁論やり直したんですかね。これぐらいの刑がふさわしいですよと言った刑が法律上あり得ないようなことをおっしゃって、裁判所から指摘があって、弁護人の刑の意見を変え

たということがあったみたいです。すごく難しい論点なので、大変だったんじゃないかなと思います。ありがとうございました。では、5番さん、いかがでしょうか。

5番

裁判が始まった当初には、手製の武器が使われたということで、それがどういったものなのかということが一番興味を持って見たんですけども、逆に殺人の証拠写真というのはなくて、図解で全部説明されていたんです。ですので、その証拠の刃物を見ることで判断できたという部分はありますので、それは見てよかったと思います。裁判が進んでいくと、4番さんと同じように、本当にこれは現実起こったことなのかというような事実がたくさん出てきまして、被告人にすごく同情する気持ちが強くなってしまったんです。それで、自分が公平に判断できているかどうかという気持ちが揺らいだということはありません。あと、共同正犯という犯罪になるそうなんですけれども、被告人が進んで自発的に殺人を犯したというのではなくて、お母さんから最初誘われてやったので、私たちから見ると、主犯、従犯みたいな形になるのかなと最初は思っていたんですが、それは違うんだということを丁寧に説明していただけたので、理解できたようには思います。他にも分からない点はすぐに質問できる雰囲気でしたので、分かりにくいということはありませんでした。

司会者

弁護士の訴訟活動というか、何か、ここはよかった、悪かったというのは覚えていらっしゃるところありますか。

5番

弁護士の方はなかったんですけども、検察側の読み上げですか、あれが予定が大幅に延びてしまって、日をまたぐ形になってしまったんです。それがちょっと今後修正していただきたいなどは思いました。

司会者

証人として来ていただければ、ある程度まとまった時間で終わるのに、書面を読

み上げるという形になってしまった部分があったんですね。結構分量的にも長い調書でしたか。

5 番

長かったです。

司会者

検察官，弁護士の方で，今の審理について質問等ございませんでしょうか。検察官，いかがでしょうか。

検察官

裁判の最初の方に冒頭陳述ということで，その事件の大まかな流れがどういうものであるとか，これからどういうことを証明していくかということを御説明させていただいているんですけども，冒頭陳述で大体その事件の中身であるとか，どういうところが問題になっているかということはお分かりになりましたでしょうか。それともそこでは少し分かりづらい面があって，なかなか頭に入ってこないような状況もありましたでしょうか。そこら辺の感想を教えてくださいと思います。

司会者

1 番さんから順にお願いします。

1 番

今お話しくださいましたが，その点はやはり最初に冒頭陳述でお話しくださいましたので，大まかに，よく分かりました。それは大丈夫です。

2 番

私も説明がありまして，幫助という事件だったので，結局手助けであるということで，実際押し入ったわけではないという形のものだったので，その辺の幫助としての罪をどのように考えるかなというところだったと思いますので，それは話し合ったことで，思ったよりもその本人の言葉とか，いろんなので，意外と重い形にはなったかなと私は思ったんですけども，幫助というのは本当に軽いものだと思っていたんですけども，今回の事件ではちょっと重い形で受け取りました。

司会者

実際の冒頭陳述の時間というものは分からないですけど、詳し過ぎたな、あるいはあっさりし過ぎたな、そういう何か感想ございますか。

1 番

私の場合は、割とはっきりと、きちっとお話ししてくださって、よく分かったなという印象ではあります。だから、特に長過ぎた、短過ぎたというような感じはありませんでした。適切だったと思います。

司会者

3 番さんの事件いかがでしょう。冒頭陳述、多分裁判体によって、説明の仕方が若干違っているのもあるし、冒頭陳述の紙と論告の紙って多分性質が違って、A合議だと、冒頭陳述が終わった段階で、もう忘れていいですよというぐらいにしているんです。予告編なので、とりあえずどんな事件かということさえ大まかに分かればよくて、忘れてもいいですよ。論告は、紙で出てくるのは、その論告の紙に書かれている内容がきちんと証拠についてきているかというのをチェックするような作業にしているんです。なので、合議体のAとBでちょっと違うかもしれませんが、冒頭陳述で何か記憶にあるところありますか。

3 番

特に長かったとか、そういうことはなかったと思います。初めに、裁判長始めとして、どういう事件か、どのような流れか、そういうものをよく説明していただきましたし、何か文書でそういうものがあって見ていましたんで、特別長い、全然分からない、そういうことはなかったと思います。ですから、私は普通というか、特別には感じませんでした。

司会者

4 番さん、いかがでしょうか。冒頭陳述に限ってのところなんです。

4 番

冒頭陳述なんて難しいことを言われたんで、どんな難しい話になるのかなと思っ

ていたんですが、私らでも非常に分かりやすい、かみ砕いた表現といいますか、特に難しい言葉を使うんでなく説明をしていただいて、長さもちょうどよかったと思います。ただ、私自身がそこでまだちょっとテンパっている状態で、ああ、これが現実なんだというのが頭の中にやっぱりたくさんあって、文面でいただいたからよかったですけど、読み上げた内容が頭に入っていたかというところ、多分半分ぐらいだったんじゃないかと思います。ただ、後になって文面で見直してみれば、分かりやすい言葉で丁寧に説明をしていただいたので、これで私はいんじゃないかと思えます。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。検察官の冒頭陳述というところなんですけども。

5番

冒頭陳述に関しては、分かりにくい、長かったという印象はなかったです。

司会者

倉部さんの方からありませんか。

弁護士

私の方からお聞きしたいのは、検察官の冒頭陳述とは別途、弁護人側も冒頭陳述したかと思うんです。まず、その印象をそれぞれの方にお聞きしたいのと同時に、その冒頭陳述での弁護人側が示した印象とその後の最終的な弁論のときに示したものに印象の違いがあったのかどうかというところを何か覚えていらっしゃるがあれば、聞かせていただければと思います。

1番

私ども1年以上前のことでしたので、かなり忘れていた部分がございますんですが、弁護士のおっしゃったことで非常に印象的だったのは、倉部さんは大変大きなお声で、非常に通りがよろしいんですが、私どもものときの弁護士は非常に控え目な方で、お声が小さかったんです。それなんで、一生懸命聞こうというような感じで私は聞いた覚えがあります。ですから、人に物を伝えるというときの話し方などを

もうちょっと工夫されたらいいのではないかなということを感じました。検察官の方、そして弁護士の方、どちらもそれを聞いて、そこから判断していくわけですから、そのときに伝わらないと非常に不利といいますか、そのときは検察官の方のお話の方をよく聞いてしまったかなみたいな印象はございます。率直な意見です。

2番

伝わってくる、弁護をする立場として、伝えようとするところの音がちっちゃくて、伝わりづらいという感じはしました、あのとき。だから、内容がよく届かないということがあったので・・・。

1番

もごもごもごって話す方だったんですね。

2番

そうですね。だから、そのとき弁護士のお話はちょっと聞き取れず、過ごしてしまったような気がします。

司会者

3番さん、いかがですか。

3番

私たちの裁判員裁判のときの弁護士は、私のイメージだとすごいベテランというか、年配の方だったんですけど、被告人に対して結構強い言葉で、そうだったんじゃないか、そういうふうにおっしゃっていたんで、でもそれはある意味、強い言葉なんですけども、実際にはその人を思っているいろんなことを言っているんじゃないかな、私はそう感じました。

司会者

弁護士の声は結構大きかったとは思うんですけど、言葉遣いというか、難しい法律家の言葉でいきなり説明されて、ちょっと戸惑われたんじゃないかなと思いますけど、事後強盗などがいきなり出てきたことがありましたか。

3番

分からないことがあったかもしれませんが、一応流れとして、私は特別違和感、そういうものはなかったです。その後に帰ってきて、裁判長から、これはこういう言葉だよとか、いろいろ説明がありましたんで、納得しておりました。

司会者

そこは、本当は裁判官がすべきじゃなくて、やっぱり当事者がプレーヤーですので、当事者の段階で分かってもらわなきゃいけないのですが、弁護士の中には裁判員裁判の経験がそんなにない方がいらっちゃって、私もそうなんですけど、これぐらゐの言葉は通じるだろうという前提で、うかつに使ってしまうんですけど、やっぱり分からないという前提に立って説明しなきゃいけないなというのは毎回感じていて、そういう面では検察庁の方は組織的にそういうトレーニングというか、フィードバックがあるので、声もはっきりしていますし、分かりやすい言葉から説き起こすというのは、現実としてはちょっと差があるかなという感じはいたしますですかね。分かりました。4番さんの事件ではいかがでしょうか。

4番

私のときの弁護士の方に関しては、言葉も難しい言葉は使われなかったですし、声もほどほどだったんですけど、ちょっと早口なところがあったりして、そこそこ聞き取れはしたんですけども、しゃべることのプロじゃないから、求めてもしようがないんだと思うんですが、もうちょっとゆっくり話をしてくれるといいな。中には私みたいにテンパっている人もいるんで、やっぱりちょっとゆっくり目にしゃべってもらった方がもっと頭に入るんじゃないかと思いました。

司会者

5番さんの弁護士の印象はいかがですか。結構印象深いと思うんですけど。

5番

声の大きさも滑舌もはっきりされていた方で、本当に被告人に親身になってお話ししているなという印象は強く受けました。

司会者

弁論されているときに弁護士が涙ぐんでいらっしやったんですね。聞いていてこっちも本当に涙をこらえるのがつらいぐらいな感じでしたね。

5番

他の裁判にもいろいろ御苦勞はあったと思うんですが、私の担当した裁判は本当に状況が悲惨であったなというのが強い印象として残っていて、しばらくはどうか、内容は今でも忘れられないですね。

司会者

公判前整理手続を裁判官はしていますので、ある程度こういう話がされるだろうというのは想定はしているんですけども、この5番さんの事件は、想定していたのを超える悲惨な話が出てきて、ちょっと裁判所側も心構えができていませんでした。裁判員の方に、よく刺激証拠ということで、先ほど血がついた写真、ああいうのはなるべく刺激がない証拠で立証できるのであればそれでいいでしょうという話ではきたんですけども、ストーリー自体が刺激的過ぎて、本当に大変だったなという感じですね。あとはよろしいですかね。じゃ、ちょっと時間が押していますけども、2番目の話、評議のところをお伺いしたいと思います。時間配分や雰囲気はいかがでしたかというのと、判断が難しいと感じたところという点なんですけども、私はこう思っていたけど、結論はこうでしたというのと、ちょっと評議の秘密になりますので、一般的な話として、雰囲気がどうだったかという点と、この事件ではここがやっぱり難しかったなと、初めて入るとしては難しかったな、もう少し分かりやすく検察官、弁護士に説明してもらった方がよかったかなという点が思い出せば、お話しいただきたいと思います。佐藤さんにも大分褒め言葉が出ていますけども、遠慮は要りませんので、私も含めて、辛口のコメントをぜひお願いいたします。

1番

時間配分とか、私どもの雰囲気はとってもいいものでした。初めてお会いした8名なんですけど、和気あいあいととてもよく裁判長さんがリードしてくださいました。難しかったなというものは実際あります。その被告人及び証人の方のお話が全然違

ったので、どこが真実なのかというのははっきり言って私には分かりませんでした。それで、これで量刑を決めなければならないとなったときに、これはやはり人を裁くというのは非常に難しいなということを実感として感じました。ただ、もちろん資料を示していただきまして、このぐらいの事件だと基本的にこのぐらい、幫助罪でもこのぐらいになるというところでやらざるを得ないというか、そのような感じを受けました。ただ、真実は、どうなんだろうかとこのように感じたのと、冤罪というのも起こり得るかなというのもちょっと感じました。

## 2番

幫助という形の裁判だったので、私も幫助というのがどういうものかが分からず、そのことに関して説明していただくまで、自分の中では全然分からなかったです。でも、事件を起こすために手伝った、手伝ったけれども、その事件の中で、その事件を起こすことを知らなかったということがすごく、身近にいてそれを感じなかったというところの言葉が多かったので、実際私たちが生活する中で、そういうことがあったら気がつくだろう、そういうところで何か感じるものがあるだろうと思うんですけども、そういうものが一切なくて、僕は分からなかったというような言葉を多く出していたので、そういうことに関してやっぱり疑う、私は知っているのにやったんだろうなという気持ちがあって、やっぱり幫助という部分で出ているけれども、同じ罪を犯したんじゃないかな、手はかけていないけれども、そこに行くまでの間にその人がそういうことを手伝ったから、行ったんだろうと思うと、やっぱり罪の重さはそんなに軽くないだろうと考えて、事件を見ていくのに、慣れていない私たちがそう考えるというのはちょっと正しいかどうかというのが判断できず、それでもその事件に関してのお話、執行猶予になるとこれぐらい、執行猶予がでないところぐらいという話を聞いて、やっぱり幫助という形のものも執行猶予が出ないような罪になることもあるのではないかなと考え、判断したと思います。

## 司会者

ちょっとそこからはずれるかもしれないですけど、3人の話、被告人と証人2人

の話がどのように食い違っているかというのが見える形にされたのかどうかなんですけど、例えば、論告で、Aさんの話、Bさんの話、Cさんの話という形で何か書き出したものが説明があったのか、そういうのはなかったのか。何かそういうのがないと、どうやって終わった後判断するのかなと思うんですけど。

## 2番

でも、電話連絡やいろんな証拠というんですか、そういうものを出してもらっていたので、そういう中から時間設定でつながっているのではないかと、そういういろんなものを出された中で、話をしたという形のものを出したところで、こういう話をしたという場面をみんなで考えながら出したと思います。

## 1番

まず、冒頭陳述でお聞きして、大体大まかを把握しました。そして、被告人からお話をお聞きしました。そして、私どもどうしても本人の言うことを信じます。そして、今度は証人が来ました、証人も非常にもうそれこそお慣れになっているというか、もう事件に慣れているというような方で、それで開き直って話すぞというから、この方の言うことは信用できるかしらみたいな感じで聞いていました。そして、途中から証言を変えました。そしてさらに、今度は別の証人が来ました。その別の証人は、また違うことを言いました。本当にみんなが違うことを言ったんです。だから、証人のお話を聞いたところから頭がごちゃごちゃになりました。それをもちろんだ丁寧に裁判長を始め皆さん、判事の皆さんがとてもまとめて、文章にしてくださいって、非常に分かりやすくはしてくれました。してくれましたけど、素人の印象としては、その被告人、証人の話を聞いた段階では、本当に真実が分からないというのが率直な感想でございます。だから、キャリアがある、また今まで経過をたどっているいろんな判例を見たり、被告人を見たりして、その見る目がある方は、そこが違うのではないかなと思うんですが、私ども本当にぽっと来て、一般人がその人たちを、特に私なんかどの人も信用するたちですから、話を言われると、そのままストレートに信用するたちですから、その人たちが違うことを言っちゃいますと、本当

に混乱いたします。そんな感じでした。

司会者

誰か一人、この人は絶対うそをついているというのが分かれば判断しやすいんですけど、そういうのがない人が3人になると、すごく難しいんじゃないかと。

1番

そうなんです。それで、私は率直に佐藤裁判長に、何げなく、被告人って何か非常に紳士的で、気弱な感じで、何か本当のことを言っているように思うんですけどと言ったら、その場だけかもしれませんよと言われてまして、はあ、そんなことがあるんだ。だから、どうなんでしょう。一般人ってこんな理解なんですよ、本当に。

司会者

裁判官は、ちょっと職業的に、被告人はうそをついているかもしれないという目で見る訓練がなっているんで、かもしれないですね。普段の生活では初めて見る人について、この人はうそをつくなんて考えて接することはあまりないと思います。でも、やっぱり被告人の中にはうそをつく人もいるので、もしかしたらこの人うそをついているんじゃないかという目でやっぱりチェックはしているとは思いますが。

裁判官

何か経験があるからというよりも、これはやっぱり難しい事件だったと思うんですよね。私が言っていたのは多分一方から見たときにこっちもありますよとどの事件でも言っていて、多分その一つをおっしゃっていただいたと思うんですけど、これ論告では検察官は簡単に言うと証言はみんな一致しているような感じの主張であって、ただ、評議の中では全然一致していないよねという話だったんです。それなので、実際にはホワイトボードにみんなでどんな話だったかというのをそれぞれの共犯者の人ごとに時系列でずっと書いて、どこが一致しているだろう、そういう何かパッチワークみたいなことも一生懸命やって、だからそれは本来は証拠の中で聞いて、論告や弁論で分かるべきところで、もうぐしゃぐしゃになって、だからみんな

で、どんな話だったかなと書き出さないと分かんないぐらいの事件だったというところがあるので、何か裁判官だから、分かったとか、そういうことは全然ない事件だった、非常に難しく、それをあまり言ってしまうと、皆さんがより動揺するので、そのようには言わなかったんで、これは難しいなと思って実はやっていた次第です。あと、幫助の方も言いかえとしていろんなことを当事者と協議して、自分の犯罪として犯したかどうかという形で言いかえはしたんですけど、やはりこれもなかなかどのぐらいのことをやると自分の犯罪と言えるのか、お手伝いなのかという決まった定義がないので、これもまた法律家でも難しいところを皆さんにやっていただいたというんで、もう当然分かりにくかったというのはそのとおりだと思います。そのあたりも含めて、今後なるべく分かるようにやっていきたいとは思っています。

司会者

3番さん、評議で印象に残っているところはどうですか。

3番

時間配分や雰囲気というのは非常によかったと思います。時間は、もう決められた時間をそのとおりこなしていけばいいということで、非常によかったと思います。私どもの裁判員裁判は4日間で、年齢の高い人や若い女性もいたんですけども、だんだんいろいろな話が出てきましたんで、雰囲気はよかったと思います。大体言っている点というのはそんなに違わないんですけども、最後のところでやはり考えて、実刑の判決になったと思います。

司会者

3番さんと5番さんの事件で裁判官のメンバーが違っていましたので、聞きやすいんですけど、裁判官がしゃべり過ぎているんじゃないか、あるいはもう少し裁判官も積極的に意見を言った方がいいんじゃないか、何か感じられるところございますか。

3番

まず、私たちの年代では、よくテレビでそういうのがはやった時期、大分前ですけど、ありました。裁判ドラマみたいなの。その前はお医者さんなのですが、やるときは結構そういうのが続けてやっていた。そういうドラマのイメージがありますから、裁判官の方というのは近づきがたいというか、そんなイメージがあったんですけど、北村裁判長は非常に穏やかな感じなので、非常にそれはよかったと思います。特別多く話されたことはないと思います。

司会者

4番さん、いかがですか。評議のところですけど。

4番

時間配分は、いい感じで休憩が入ったり、いい感じに過ごしましたし、雰囲気の方は先程から皆さんがおっしゃっているように、佐藤さんと2人の裁判官、3人の方がそれぞれの個性を発揮して、みんな裁判員のことを笑わせてくれるようなことがあったので、評議のときには、内容は重い話ししているんですけども、非常に和やかな、雑談をしているような感じの空気でやれたので、逆に緊張しないので、ずっと入れた部分はあります。ただ、そういう雰囲気は続いたんですけど、やっぱり最終的にどのぐらいの刑を決めるかという話になったときは、多分これまで生きてきて初めてと思うぐらい、脳みそがしわしわになるぐらいに悩んだのは確かでした。私は、どちらかといったらちょっと厳しめに物を見ているなというのも分かりましたし、これは誰かのせいではなくて、やっぱり法律とか、そういう関係なんだと思うんですけど、いたし方ない部分はあるんだなという部分もちょっと、その辺のせつなさを感じはしました。結局被害を受けた方の場合、けがもしたし、物も失ったり、いろいろしているから、そっちをやっぱり重点にして考えると、どうしても加害者に対しては重い刑をと考えがちなんですけれども、そこはやっぱり、ただテレビのニュースを見て言っているのではなくて、自分が参加して決めなきゃならないというのはこんなに重いことだし、こんな大変なことで、こんな難しいことなんだなというのは改めて感じました。そこが一番やっぱり大変でした。

司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがですか。評議のところですけども、いかがでしょうか。

5番

裁判の内容が非常に重くて、被害者も加害者も御遺族も全部同一家族内で、どうしても場の空気が重くなってしまふことがあって、そのときにすぐに休憩をとっていただけて、流れを変えていただけたので、よかったんですが、評議の全体の時間はとても足りないなと思いました。これは、他の裁判員さんたちも皆さんおっしゃっていて、長く話せばいいというものではないと思うんですけども、それでもそれぞれが消化不良を抱えたままきつと答えを出さなくてはならなくて、本当にぎりぎりまで、判決の時間ぎりぎりまで使って決めたと思うんですけども、もう少し日程的に余裕があったらよかったなと思いました。判断が難しかったのは、本人が罪をもう認めていましたので、その点はよかったんですけども、量刑を決める際に、その犯罪に至ってしまったまでの経緯が非常にかわいそうで、同情的になってしまいましたので、感情と法律的な理性で考えなくてはいけないというところが非常に難しかったです。

司会者

ありがとうございました。ちょっと時間も押していますので、次のところ、裁判員裁判の負担についてというところで、それぞれ御事情あるかと思います。話せる範囲で結構ですが、日程調整をしてきていただいて、裁判員に選ばれましたら、この日に来てくださいということで御説明しているんですけども、ちょうど皆さん方がやられた時期に、選ばれたけども、ちょっと都合悪くなったということで、お辞めいただいたような事件もあったり、あるいは、皆さん方の事件じゃないですけど、裁判員裁判やっているときに裁判官がインフルエンザにかかってしまって、期日をさらに延期しないといけないということもあったりしたので、大分御苦勞をおかけした方もいらっしゃったんですけども、なるべく負担がないように、参加しやすくす

るためにどういう改善があり得るかというところも含めて御意見いただけますでしょうか。1番さん、お願いいたします。

#### 1番

日程の調整ということに関しましては、私はもう既にリタイアをしておりますし、自分の趣味の外国語の授業をお休みするぐらいで来れましたので、その点は大丈夫でございました。ただ、私どものときは9月の終わりから10月の初めでしたんです。自然災害の台風に出会いました。私は、取手市から参っていますんですが、東京方面は電車は動いておりませんでした。そのときに幸い西の方から台風が来ておりまして、北の方はちょっと遅かったんです。それなんで、私の乗る電車だけは走ったんです。ですから、来れたんですが、もうびしょびしょで、すごい状況で来ました。そして、最初に言われたとおり、一人たりとも欠席したら開廷できない、法廷は開かれない、遅刻も絶対厳禁、そしてインフルエンザになったらもうすかさず降りなければならないとか、もろもろ聞いておりましたので、そこは私もしっかりとそれを守ろうということがありましたので、そういう意味での重責は重々感じておりましたが、それを完遂できまして、その点はとても喜んでおります。

#### 2番

私も自営をしまして、自由な時間がとれるし、やることに関しては、振りかえや、いろいろなのを使えたので、その件に関して、私がここに参加するということになったときには、できるなと思ったので、お受けしましたので、何の問題もなかったです。

#### 司会者

3番さん、いかがでしょうか。

#### 3番

職場の方なんですけれども、一応いわゆる定年というのはもうとっくに過ぎておりましたんで、嘱託という形で、普通の社員と同じように出ている職場なんですけど、やはりそういう制度がありましたんで、割とそういう負担というのはありませ

んでした。ただ、ちょうど12月の後半の裁判だったものですから、終わった後、会社へ行って何日もしないで正月休みになっちゃうというんで、非常に忙しかったなというのは覚えています。それから、改善した方がいいと、これはいろんなことがあると思うんですけど、今考えられることでは、非常に遠くから来られる方、どうしても水戸中心なんですけど、交通は結構大変かと思います。というのは、私も結構時間かかるところから来るんですけども、前に仕事で水戸にもおりましたんで、ですからどうしても大事なときはどこかのホテルに泊まっちゃう、そういうこともしました。電車が動かないときは、もう嫌でも車で来るしかないんですけどね。そんな感じですよ。

司会者

前にこの意見交換会の第2回をやったときに、休憩時間が長過ぎるという意見が結構出たんです。その辺も何かありませんか。あるいは、期日の間、連続されていたんですかね。最近では連続してなくて、論告と弁論が終わったら1日空いてから評議が入ってしまったり、そういうことになってしまっている事件もあるので、続けた方がいいのか、やっぱりある程度余裕を持ちながら、1日ごとは少しずつ余裕を持ってやった方がいいのかというところについても何か御意見あればと思いますが、いかがでしょうか。

4番

日程調整に関してですけど、私のときは月曜日から金曜日まで5日間続けてやったということで、その間の天気、そういうのも特に問題はなかったし、病気になる方もいなかったんで、5日間連続で終わることができました。携わった内容がそんなという言い方おかしいですけど、重いという話だったので、5日間ぐらいでちょうど決着がつくぐらいの量だったんじゃないかなと思います。休憩時間も、ちょっと長いかなという感じは私も若干は感じました。今から休憩ですと言った後に、最初のうちはいいんですけど、後半やっぱりお互い何となく黙りこくって、しいんとするようなところがあったので、その手前ぐらいでまたもとの話に戻れるといい

んじゃないかなというのがありました。あとは、職場の方に関して、裁判所に行くのは会社に行くのと大して方向性が変わらないので、親にしてみても、別に裁判員に参加しようが会社に行こうがどっちも変わらない感じだったので、家の方は全く安泰でしたし、職場の方も上司の方に、このような通知が来たという話を言ったときに、ああ、そう、しっかりやってきなねという形で、そういう制度ももちろんありましたので、絶賛されて、スーパースターになって、こちらに臨んだんですけれども、そこは全然大丈夫でした。やっぱり日程は、どちらかというと続けてやった方が自分の何か張っている気持ちが緩まないから、私はすごくよかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょう。

5番

日程的に関しては、審理の時間がもう少し欲しかったということを除いては、月曜から金曜まで集中してできたので、よかったと思います。間があいてしまうと、ちょっと内容もまとまりがなくなってしまうというか、集中して私の場合は考えた方がいいかなと思います。休憩時間も適当な時間だったと思います。日程調整は、私の場合は主婦ですので、問題はなかったんですが、やはり遠い場所から来ていますので、集合時間に間に合うために朝6時半ごろ出なくてはならないし、帰りも家族よりも遅くなってしまうので、家族も裁判員裁判に賛成的な意見ではなかったものですから、私がつらくて泣いていても、おまえが引き受けたんだから、悪いんだらうと突き放されてしまって、だから逆にホテルなどに泊まってしまえた方が気楽でよかったかなと。それで、希望する人には宿泊もできるようにしていただけると参加しやすくなるのではないかと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、評議と裁判員の負担に関して、検察官、弁護士の方で何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしたら、

最後になりますけども、これから裁判員になられる方へ、裁判所、法曹三者としては背中を押すようなメッセージを期待したいと思いますけど、率直な気持ちで、もう一回選ばれたらなるのかということや、周りの方にやってこいよと言えるかどうか、率直な御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 1 番

一般の市民の代表としてこちらに参加させていただきましたことを大変光栄に思っております。全国では8000分の1の確率ということでしたので、それこそビッグチャンスと、このようなことはめったにない機会と私は捉えました。人生において、とってもよい機会だなと思いました。決して普通の生活においてはこのような法廷を間近にするなどということはございませんし、それこそ新しい世界が開け、いろんな勉強をさせていただきました。とってもよい機会だと思います。今回これに参加して、この裁判員制度を通じて、それこそ被告人の方、証人の方、大勢のそういう方々がいわゆるこの社会がより良く、そして正しい、真つ当な社会がつくられるよう、向かっていくように私は心から願っている次第でございます。

### 2 番

今後、裁判員裁判を受けてもらう方たちのためだと思いますと、やっぱり最初は皆さん知らない形で参加されるんですけれども、やっぱり一人ではないし、いろんな方々がいて、その中で助言もあり、一つの問題をみんなで考えながら過ごせる時間があって、やっぱりこういった経験するということはすごく大事なことだと思いますし、そのことに関して心配せずに参加できるような応援をしていきたいなと思います。

### 3 番

これから裁判員になられる方へのメッセージというと、やはり今回こういう経験をして非常によかったと思っています。ずっと若いころにアメリカの映画を見まして、裁判員裁判とは違うんですけれども、陪審制度というのがあって、12人がいるんですけど、11人がその犯人を死刑にするということ、そういう映画だったん

です。たった一人の若い人が、それは違うんじゃないかと思っっているんなことで解決していくんですけども、他の陪審員は人種が違う、面倒くさい、そういう単純なことで反対していたんですけども、それを一つ一つ解決して、無罪にするという非常に社会派というか、非常に感激した映画を見たんです。そういうことがあって、こういう制度ができたんで、一度は、もし自分に来たら経験したいなと思っていたところなので、非常によかったと思っています。これからもしこういう機会に恵まれる人がいたら、ぜひ進んでやっていただきたいと思います。そんな感じです。

#### 4番

私も実際に選ばれる前に名簿に記入されましたという通知が来たときに、ああ、ついに来たなという気持ちもあったんですが、そのときからもう来るなら来いやという感じで、選ばれたら絶対に参加するという気持ちで出てきました。たまたま選ばれてしまいまして、やることになりましたけども、裁判員にこれからなろう、選ばれた人に対してという話になると、無理はすることないんじゃないかと思います。場合によっては、嫌なものも見なきゃいけないし、嫌なものも聞かなきゃいけないし、そのせいでやっぱり自分の気持ちがちょっと沈んでしまうこともあるので、無理をする必要はないですが、単純に軽い気持ちで、ちょっと興味があるんだったら、やってみる価値があるんじゃないかなぐらいの感覚で、あまりお勧めするとかって、そういう意味ではないんですけども、そう思います。ただ、私自身はそういうわけで、来るなら来いやだったんですけど、本当に来ちゃって、経験して、大変な思いもしました。ただ、5番の方のように殺人事件のせつない内容と、本当に幸運にもそうではなかったということもあるんですが、やっぱり自分がもう一度自分の生活を見直すというきっかけにもなったし、テレビなんかで、よくニュースなんかでいろんな裁判員裁判のニュースがあったりするときにも、見方がやっぱり変わってきました。と同時に、事件の内容によっては、この裁判員の人ほど悩んだらうなという見方もできるようになったのは確かです。だから、興味があるんだったら、やってみる価値はあるんじゃないかというようには言ってみたいと思います。

あと、余談ですけど、裁判所にお世話になるようなことにならないように自分も気をつけたいと思います。

5番

いろいろ大変なこともありますけれども、貴重な経験であるということは間違いないので、面倒くさい、怖い、そういう理由で引き受けないということのないように、積極的に取り組んでいただけたらなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、ちょっと時間も押していますので、報道機関の方から質問があればお願いいたします。

読売新聞

読売新聞の記者です。一点短くお聞きしたいんですが、皆さん判決ぎりぎりまで悩まれたり、真実が分からないから、最後まで冤罪も起きてしまうんじゃないか、いろいろ考えながらやっていたらと思うんですけども、裁判員裁判を終えられて、終えられた後もいろいろ悩んだり、あの判決でよかったんだろうかと考えたりすることもあったと思うんですけども、そういったことで悩んだり、その悩みを解消するのは難しかったり、もしくはこうやって悩みを解決したり、そういうのがあればお聞きしたいんですが、1番さんから順番にお聞きできればと思いますので、よろしくお願ひします。

1番

先ほど私が言ったことを今お聞きになってくださったかと思うんですが、大変判定には難しさを感じました。そして、冤罪も起こるのではないかという不安もちょっと感じたことは事実でございます。その後、その悩みをどのように解決したかということに関しましては、もちろんこういう現実を受けとめておりますし、そして新聞、報道などのそれをよく吟味して見るようになりました。だから、そういうあくまでも私のそれが経験、いい経験になった、世間が広がったというような形で捉えております。

## 2番

難しかったという形になってしまいがちだと思うんですけども、結局答えを出すというのが一人で出していないという気持ちがいっつもありまして、みんなですごく悩んで、考えて、いろんなところをほじくって、見て、そういうところから導き出したものだからというような思いを持ちながらやったことで、自分の中では一人で裁判に出たという気がないので、みんなで頑張ったんだなと思うところで気持ち的にはそんなに悩まず過ごしていましたし、悩むことはなかったと思います。

## 3番

裁判が終わって、考えたというか、判決が終わった後、その場に被告人のお父さんとお母さんが右の隅の方におられまして、非常に高齢の方だったんです。家へ帰っても、ああ、その後、被告人が、車椅子に乗っているような状況で、どうなるんだろうかと、そういう感じは持ちました。ですけども、それもやはりもう忘れちゃってました。ただ、その後に、特に最近なんかは認知症の人が自動車の事故を起こすとか、そういうニュースを聞きますんで、これはもう自分も、もうちょっとでしようけど、そういうとこに差しかかりますから、もっともっと自分を厳しくしなきゃいけない。ある程度になったら免許証も返さなきゃ、今現在はちょっと仕事に行くとき駅まで車で通っていますから、必要なんですけど、やっぱりそういうことを考えるようになりました。

## 4番

自分では気がつかなかったんですけども、何かその自分がいる場所によって自分の気持ちを切りかえられるというのがすごく分かりまして、裁判員やっているときに、ここにいるときには事件のことを考えて、いろいろ、あの場合どうだったんだろう、これはどうだったんだろうと考えるんですけど、裁判所をもう出た瞬間には普通の会社員の人間になれるという自分が初めて発見できたので、戻ってからそれをずっと思い出したり、引きずったり、思い出さないことはないですけども、引きずるということもありませんでしたし、改めて振り返ってみて、当日そのときの

被告人の彼女の方がいらして、涙ながらに彼のことを待っているという話を聞いていたのが一番やっぱり心に残っていたのは確かです。今その恋人はどうしているのかな、どんな気持ちでいるのかなということをやっぱり考えました。ただ、そこはやっぱり切りかえなきゃいけないし、私には私の生活があるので、そう思うことは忘れずに、自分の生活を送れるように切りかえはできておりますので、私の場合は全く心配はなかったです。

司会者

ありがとうございます。5番さん、お願いいたします。

5番

裁判中から本当に真剣に悩みまして、胃の痛む思いをしていたんですが、判決の本当にぎりぎりまで悩んで、よかったのかどうか自信が持てないままに終わってしまったなというのが正直なところでして、4月の後半ぐらいの時期の裁判だったんですけども、ゴールデンウィークぐらいのころまでは、頭を使っていない単純な家事をしていても、ふと気がつくとその裁判のことを思い返してしまっていて、もう本当につらかったです。どうやって解決したかという、本当に信頼できる友人二人ぐらいに親身になって話を聞いてもらえたということが大きかったのと、あと自分で裁判の記録をパソコンの中にまとめたんです。そして、そういう作業をしているうちにだんだん理性的に判断できるようになって、感情的にもやもやしていたものが少し整理されてきたということがありました。

司会者

ありがとうございました。他に質問はよろしいですか。それでは、他に検察官、弁護士、裁判官の方で最後に一言ずつコメントなり、質問があればこの場面でお願いたします。検察官、お願いします。

検察官

皆様の御意見、大変参考になりました。まだまだ課題やこれから工夫しなければいけない点もあるなど強く感じました。今日いただいたお話は、検察庁に持ち帰り

まして、情報共有した上で、今後の活動に役立てていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

弁護士

今日は、本当に貴重なお時間いただいて、いろいろお話をお聞きできて、本当に私自身の自分の弁護活動、また弁護士会としてどういう活動をしていくのかというところに皆様のお話をつなげていけたらなというように思います。少なくとも声は大きく、滑舌よくと、そういう形式的なところだけでもどうにかできるようにしていきたいなと思います。そこに当然中身が伴う必要はあるんですが、弁護人として被告人との関係、被告人の主張をどう弁護人が伝えていくのかというところで、なかなか裁判員の方々に伝わりにくいところも多々あるかと思いますが、そこについては難しいところは難しいままでしてしまうのも、申し訳ないですけど、あるかもしれませぬ。ただ、やれる形式的なところ、少なくともそこだけでもなるべく皆様に伝わっていくようにしていきたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

裁判官

本日はどうもありがとうございました。今日一番印象に残ったの、やっぱり裁判官からいろいろ説明があつて分かりやすかつたという話があつて、それ自体は非常にありがたかつたんですけども、その中で全部を裁判所が説明すべきことじゃなくて、場合によっては公判で検察官、弁護人に本来は説明していただかなくちゃいけない部分もあつたのかなということを今ちょっと深く反省して、その辺りをどうやって評議に入る前にきちんと伝わるようにできるかということが一つ課題だなと思いました。裁判員裁判が始まってもう6年を経過して、それまでいろいろ始まる前も、どうやろうかということで工夫してきたわけなんですけども、本日の話を聞いて、近寄りがたいイメージということも含めて、まだまだ精進が足りないなと思った次第です。これから、今、検察官と弁護士からも話ありましたが、裁判所だけじゃなくて、法曹三者でいろいろ考えて、本日の話を決して無駄にしないようにし

っかりやって、さらに大きくしていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。本日は本当にどうもありがとうございました。

司会者

それでは、これで、時間がちょっと予定より早いですが、意見交換会を終わらせていただきます。ちょっと早くなったのは、ちょっとマスコミの方に言いたいんですけども、マスコミの取材も大分なくなってきて、関心が裁判員裁判について薄くなっているんじゃないかと。裁判所と検察庁、弁護士会、PRしているんですけども、なかなかマスコミで取り上げてもらえなくて、逆に忘れ去られようとしているんじゃないか。裁判員裁判、皆さん本当に来ていただいて一生懸命やっていますので、ぜひPRを、なるべく幹事社、他の人にも伝えていただければと思います。では、本日は長時間でしたけども、御苦労さまでした。ありがとうございました。